Q＆A　税制措置（納税の猶予制度の特例）

Q1　どのような方が特例制度の対象となりますか。

A　以下①②のいずれも満たす方が納税の猶予制度の特例の対象となります。

①新型コロナウイルスの影響により、令和２年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納税を行うことが困難であること。

Q2　「事業等に係る収入」とは何ですか。

A　「事業等に係る収入」とは、法人の収入「売上高」のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q3　対象期間の損益が黒字であっても特例の利用はできますか。

A　黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

Q4　フリーランスも特例の対象になりますか。

A　フリーランスの方を含む事業所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q5　パートやアルバイトの場合も特例の対象になりますか。

A　パートやアルバイトの方を含む給与所得者のうち、確定申告により納税をされる方は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象となります。

Q6　白色申告の場合も特例の対象になりますか。

A　白色申告の場合も、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q7　納税の猶予制度の特例は、いつ納める税から適用されますか。

A 令和２年２月１日から令和３年１月31日までに納期限が到来する国税・地方税について適用されます。これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の国税・地方税についても、遡ってこの特例を利用することができます。例えば、未納の国税について、延滞税がかかる他の猶予を受けている方は、特例に切り替えることにより、はじめから延滞税がないものとして猶予を受けることができます。（既に延滞税を納付済みの方は、その還付を受けることができます。）

Q8　申請手続きには何が必要ですか。

A 申請書（現在準備中）のほか、収入や現預金の状況がわかる資料（売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピー）を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、「年間収入を按分した額（平均収入）と比較」「事業開始後１年を経過していない場合、令和２年１月までの任意の期間と比較」といった方法により収入減少割合を判断することもできます。

Q9　収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか。

A　特例の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります（通常、年1.6%の延滞税がかかります）。詳しくは最寄りの税務署にご相談ください。

Q10　納税の猶予制度の特例は、地方税にも適用されますか。

A　地方税についても同様の措置を講ずることとされています。猶予特例を希望される税の種類に応じて、最寄りの地方団体（都道府県･市区町村）の窓口にご相談ください。